

権利関係②

制限行為能力者

○×式確認問題

【解答・解説】

- 1 成年被後見人が、成年後見人の事前の同意を得て、自己所有の土地を売却する意思表示を行った場合、成年後見人は、当該意思表示を取り消すことができる。
成年後見人には同意権はなく、日用品の購入以外は同意があってもその意思表示を取り消すことができる。

- ✕ 被保佐人が、保佐人の同意またはこれに代わる家庭裁判所の許可を得ないでした土地の売買であっても、被保佐人が行為能力者であることを相手方に信じさせるため詐術を用い、相手方がこれを信じた場合でも、当該被保佐人は契約を取り消すことができる。
相手をだますような被保佐人を保護する必要はないので、当該契約は取り消すことができない。

- ✕ 成年後見人が成年被後見人に代わって成年被後見人が居住する不動産を売却する場合、家庭裁判所の許可を受けなければならないが、家庭裁判所の許可を受けずにした契約でも、無効となることはない。許可を受けずに契約をした場合は、当該契約は無効となる

- 4 本人以外の者の請求により保佐開始の審判をするには、本人の同意を得る必要はない。
保佐開始の審判に本人の同意は不要。補助開始の審判は本人の同意が必要となる。

- ✕ 未成年者が法定代理人の同意を得ずに行った法律行為は取り消すことができるが、取消しができるのは法定代理人のみである。
取消しは、法定代理人だけでなく、未成年者本人も取り消すことができる

- ✕ 未成年者Aが、法定代理人Bの同意を得ずに、A所有の甲土地につき善意のCとの間で売買契約を締結した場合、Cは、相当の期間を定めてBに対し、当該行為を追認するか否かを催告することができ、その期間内に、Bの確答がなかった場合は、当該行為を拒絶したとみなされる。

追認